

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性・迅速且つ適切な経営判断による業務執行に加え、法令や社会規範等を遵守し、公正な企業活動を行うことにより健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1 - 2 - 4 (議決権電子行使の環境作り・招集通知の英訳)

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境整備が重要であると認識しており、招集通知の一部(いわゆる狭義の招集通知・株主総会参考書類)についての英訳を実施しております。今後も株主構成の動向を注視しつつ、対応を検討してまいります。

原則1 - 4 (いわゆる政策保有株式)

当社は、取引先や金融機関との安定的な関係維持等を総合的に勘案し、上場株式を限定的に保有しております。個別の政策保有株式については、取締役会において、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスク等を精査・検証し、その概要を開示いたします。

また、政策保有株式の議決権行使は、当社及び投資先の中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に勘案して行使しております。

原則4 - 9 (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を策定しておりませんが、東京証券取引所の独立役員の判断基準等を参考にしております。

また、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、取締役会において業務の執行の妥当性・適正性を確保するための助言・意見、監督を行うとともに、当該候補者が監査等委員候補者である場合には、業務の執行の妥当性・適法性を確保するための監査を行うなど、その役割・責務を果たすことが期待できる人物を候補者とするよう努めております。

補充原則4 - 10 - 1 (取締役の指名・報酬に関する独立社外取締役の助言)

当社は、取締役の指名・報酬について任意の諮問機関を設置しておりませんが、指名・報酬等の重要事項は取締役会への上程前に監査等委員会に提出・説明し、監査等委員である社外取締役及び独立社外取締役の意見や助言を受けております。

原則5 - 2 (経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、中長期経営計画を策定・公表しておりませんが、取締役会において、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を考慮した年度計画を策定しております。その概要と進捗状況については、決算説明会等を通じて設備投資・人材投資等を含む具体的な施策を適宜に説明してまいります。今後、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引又は利益相反取引を行なう場合、取締役会で審議・決議し、取引条件等を有価証券報告書等で開示しております。また、毎期末に役員に対し、関連当事者間取引の有無について書面調査を実施し、関連当事者間の取引を監視しております。

原則2 - 6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業型確定拠出年金制度を導入しております。確定拠出年金における運用は、加入者である従業員が自ら、運用管理機関に対して指図を行っており、そのリスク及びリターンも自ら負担するものであります。加入者である従業員には、資産運用に関する教育機会を提供するほか、同制度に関する説明を定期的に行っております。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の方針を定めております。

(1) 企業理念や経営戦略、経営計画等を当社ホームページや決算説明資料にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を本報告書にて開示しております。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針を本報告書にて開示しております。

(4) 取締役候補者の指名は、当社の取締役としてふさわしい能力、経験及び見識を有した方を代表取締役が取締役に提案、決議しております。

なお、取締役候補者のうち監査等委員候補者の指名については、監査等委員会設置会社への移行前は監査役会の同意を得て取締役会に提案、決議しており、今後は監査等委員会の同意を得てまいります。

取締役の解任については、社外取締役を含む取締役会において検討し、株主総会にて決定いたします。

(5) 取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

補充原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会から業務執行者への権限委譲を行うとともに、重要な業務執行の決定の全部または一部を委任できる旨を定款に定め、経営の意思決定の迅速化等を図ってまいります。また、会社法の定めにより取締役会の決議が必要とされる重要事項以外の経営全般に関することを、委任の範囲、金額、重要性に応じて「稟議規程」や「職務権限規程」に明確に定め、業務執行者に委任しております。

補充原則4-11-1(取締役の多様性および規模に関する考え方)

当社の取締役会は、取締役の員数を15名以内(うち、監査等委員4名)と定款に定めており、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況を検討したうえで、員数の範囲内で構成することとしております。

また、取締役候補者の指名にあたっては、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者(具体的には、経営管理業務を公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者、あるいは当社または当社以外での職務経験により当社の取締役としての職務遂行に高い能力や知見を有する者で当社の経営理念を尊重し、その意図するところを高いレベルで実現することができる者)を指名することとしております。

なお、取締役候補者の指名は、代表取締役社長及び人事担当取締役が作成した原案を監査等委員会に提出・説明し、独立社外取締役の意見や助言を受ける機会を得て、取締役会で決議しております。

補充原則4-11-2(取締役の兼任状況)

当社の取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けるべきであるとの観点から、他の上場会社の役員を兼任する場合には、影響のない範囲に留めることとしております。その兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。

補充原則4-11-3(取締役会の実効性分析・評価)

当社の取締役会は、2021年2月における取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その方法及び結果の概要は以下のとおりです。

1. 対象者

全取締役10名(うち社外取締役2名)

2. 実施方法

2021年2月期における取締役会の実効性アンケート調査を実施し、その結果に基づき取締役会で総合的に評価・分析いたしました。

3. 質問内容

取締役会の構成

取締役会の運営

社外取締役に対する情報提供

総合評価

4. 評価結果の概要

取締役会全体の実効性は確保されているが、「取締役会の構成」と「取締役会の運営」の項目に改善の余地があるとの評価となりました。

当社は、今後も取締役会の実効性の評価と分析を実施し、さらなる機能向上に取り組んでまいります

補充原則4-14-2(取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役に対し、必要に応じて外部講師を招いて勉強会を行っているほか、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に参加することで、業務上必要な知識の習得や適切な更新等に努めております。

なお、外部セミナー出席の費用や外部講師を招いた当社独自の研修の費用については、当社が負担することとしております。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の方針を定めております。

(1)株主との対話の窓口として、経営企画部をIR担当部署とし、IR担当取締役を配置しております。

(2)IR担当部署は、株主との対話にあたって関係部署との連携を図り、株主と建設的な対話を実現するよう努めております。

(3)IR担当部署は、株主総会、決算説明会、IR活動等を株主との主な対話手段と位置づけ、決算説明会を年2回開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングや投資家訪問、電話会議等を通じて情報提供の充実に取り組んでおります。

(4)株主との対話の内容については、その重要性や内容に応じて、取締役又は取締役会に報告いたします。

(5)対話の際には、インサイダー情報にあたる情報の開示には十分に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
折田 富子	3,391,112	10.60
金城 和子	3,304,712	10.33
折田 譲治	2,033,240	6.36
公益財団法人折田財団	2,000,000	6.25
折田 節子	1,800,000	5.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,465,800	4.58
金城 弘道	1,414,224	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	968,800	3.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	796,674	2.49
折田 公仁	480,960	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎聖子	弁護士											
翁長朝常	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎聖子	○	○	_____	弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の治験を有しているため、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待されることから、監査等委員である社外取締役といたしました。 また、一般株主との利益相反の恐れがないため東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

翁長朝常	○	○	——	公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しているため、専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言等が期待されることから、監査等委員である社外取締役といたしました。 また、一般株主との利益相反の恐れがないため東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所へ届け出ております。
------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフはおりませんが、常勤の監査等委員が社内の重要会議等への参加及び会計監査人や内部監査室との緊密な連携を図ることで、監査等委員会の職務に必要な情報収集を行っております。また、監査等委員会の招集手続き及び書記業務については、経営企画部の担当者が補助しております。

監査等委員会がその職務を補助すべき専属の使用人を置くことを求めた場合、当社は適切な者を選定し、その適性について監査等委員会の意見を聴取し決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて会合を持ち、各監査間の監査計画・監査結果の報告、意見交換、監査立ち会い等の相互連携を図り、三様監査(監査等委員会監査、内部監査、会計監査人監査)の実効性と質的向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2021年5月25日開催の取締役会決議に基づき、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。なお、金銭報酬である「業績連動報酬(変動)」及び株式報酬である「譲渡制限付株式」については、翌事業年度からの適用となります。

・業績連動報酬は、取締役にとって業績向上への意欲を高める適切なインセンティブとするため、毎連結会計年度の連結売上高、連結売上総利益、連結営業利益の期初計画に対する達成度を指標とした数値評価を基礎とし、重要なステークホルダーである従業員とのバランスを考慮して決定し、毎月支給いたします。

・株式報酬である「譲渡制限付株式」は、2021年5月25日開催の第51期定時株主総会の決議により承認された年額100百万円以内かつ75,000株以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。)を上限として付与するものとし、支給時期及び配分については、取締役会にて決定いたします。

・金銭報酬は、「基本報酬(固定)」を80%、「業績連動報酬(変動)」を20%の配分を基準として構成し、株式報酬である「譲渡制限付株式」は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、財政状況等を踏まえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とし、その目安として、金銭報酬と株式報酬の比率を1:0.0～1:0.5といたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告に役員区分ごとの報酬等の総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年5月25日開催の取締役会決議に基づき、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。なお、金銭報酬である「業績連動報酬(変動)」及び株式報酬である「譲渡制限付株式」については、翌事業年度からの適用となります。

<基本方針>

- ・当社の取締役の報酬等については、「透明性」、「公正性」、「妥当性」を確保する。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬のうち、金銭報酬である「基本報酬(固定)」は、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して決定し、「業績連動報酬(変動)」は、取締役としてのインセンティブが働くような設定を行い、社会情勢はもとより従業員とのバランスを最大限に考慮することを基本とする。一方、株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとすると共に、株主との一層の価値共有を図ることを目的とする。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、金銭報酬である「基本報酬(固定)」のみで構成する。

<報酬の決定方法>

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、代表取締役及び人事担当取締役が原案を作成し、監査等委員会の意見や助言を受けた後、取締役会にて決定しております。

・金銭報酬である「基本報酬(固定)」及び「業績連動報酬(変動)」は、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会の決議により承認された年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。)にて、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。

・金銭報酬である「基本報酬(固定)」は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、財政状況等を勘案して決定し、毎月定額で支給しております。

・金銭報酬である「業績連動報酬(変動)」は、取締役にあって業績向上への意欲を高める適切なインセンティブとするため、毎連結会計年度の連結売上高、連結売上総利益、連結営業利益の期初計画に対する達成度を指標とした数値評価を基礎とし、重要なステークホルダーである従業員とのバランスを考慮して決定し、毎月支給いたします。

・株式報酬である「譲渡制限付株式」は、2021年5月25日開催の第51期定時株主総会の決議により承認された年額100百万円以内かつ75,000株以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。)を上限として付与するものとし、支給時期及び配分については、取締役会にて決定いたします。

・金銭報酬は、「基本報酬(固定)」を80%、「業績連動報酬(変動)」を20%の配分を基準として構成し、株式報酬である「譲渡制限付株式」は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、財政状況等を踏まえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とし、その目安として、金銭報酬と株式報酬の比率を1:0.0～1:0.5といたします。

・監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会の決議により承認された年額50百万円以内にて、役割、職務等を勘案し、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役に對し、取締役会における議案や報告事項を十分に理解した上で適切な発言ができるよう、監査等委員会において、担当者が当該事項を事前に説明するとともに、常勤監査等委員が経営に関する情報を報告しております。また、監査等委員会の書記業務等を経営企画部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用し、経営の監視・監督機能の強化を図るとともに、経営の監督と業務執行の分離により迅速な意思決定ができる体制を構築しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、本有価証券報告書提出日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる重要な意思決定を行うとともに、グループ会社から業績の推移状況等を定期的に報告させ、各会社を監視・監督し、グループ全体のガバナンスの向上を図っております。なお、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

<取締役の取締役会への出席状況(第51期実績)>

氏名	地位	取締役会
折田譲治	代表取締役会長	13回 / 13回(100%)
上地哲誠	代表取締役社長	13回 / 13回(100%)
新城健太郎	専務取締役	13回 / 13回(100%)
田崎正仁	常務取締役	13回 / 13回(100%)
呉屋保	取締役	9回 / 9回(100%)
豊田沢	取締役	8回 / 9回(89%)
武田尚	取締役	9回 / 9回(100%)
上間久美子	取締役	— (新任)
野崎聖子	社外取締役	10回 / 13回(77%)
翁長朝常	社外取締役	13回 / 13回(100%)

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である社内取締役1名と社外取締役2名(うち独立社外取締役2名)で構成され、業務執行に係る意思決定の適法性並びに適正性、妥当性の確保に努めるとともに、月次決算分析会議や店長会議に出席する等、監査等委員会監査の環境整備にも留意しております。なお、監査等委員会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

<監査等委員である取締役の監査等委員会への出席状況(第51期実績)>

氏名	地位	監査等委員会
上間久美子	取締役	— (新任)
野崎聖子	社外取締役	15回 / 15回(100%)
翁長朝常	社外取締役	15回 / 15回(100%)

c. 内部監査室

当社は、社長直轄の部署として内部監査室を設置しております。同室では室長と6名の専任者が、年間計画に基づき、各部署、各店舗、子会社の業務監査、会計監査及び財務報告に係る内部統制の運用評価をしております。その結果等に関しては、社長及び常勤監査等委員又は監査等委員会に適時報告、関係部署への報告として経営会議で月度報告を行っております。また、内部監査・監査等委員会監査・会計監査人監査それぞれの実効性を高めるよう連携しております。

d. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査及び財務報告に係る内部統制の監査を受けております。

e. 会議体等

・経営会議

当社は、経営会議(原則毎週1回開催)を設置しており、そのメンバーは、業務執行取締役及び常勤監査等委員に加え、各部長及び子会社の取締役社長で構成され、取締役会決議以外の経営意思決定につき、社長判断の際の諮問を行っており、経営の透明性(情報、判断、決定、実行の共有)の確保と迅速化に寄与しております。

・コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会

当社は、事業活動における法令・社会規範・社内規程等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しております。また、事業活動における損失の危険(リスク)の管理に関して、リスク管理担当取締役を委員長としたリスク管理委員会を設置しております。各委員会の開催につきましては、原則として四半期に1回の定例会の他、必要に応じて随時開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、経営への監視・助言機能が十分に機能し、その客観性・中立性が確保されるとともに、迅速な意思決定による業務執行が実施されることが重要であると考えております。社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させるとともに、業務の意思決定の更なる迅速化を実現することで、当社を取り巻く経営環境において必要とされる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	5月開催のため、従来から集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	第50期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第47期定時株主総会から招集通知(要約)の英文での提供を行っております。
その他	議事進行の明確化のため、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京都内にて年2回(期末、第2四半期)、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算(決算短信、決算短信サマリー英訳、決算説明会資料、有価証券報告書、ニュースリリース等) ・株主総会(招集ご通知、決議ご通知等) ・URL: https://www.san-a.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動は、経営企画部にて企画運営しております。また、IR担当取締役及びIR担当者(IR事務連絡責任者)を配置しております。	
その他	個別訪問、個別取材(来社取材・電話会議)、施設見学会、証券会社主催のスマールミーティング等に適宜対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスガイドライン」において、各ステークホルダーとの関係構築についての指針を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1.マイバッグ推進 食品スーパー全店でレジ袋を有料化し、マイバッグ利用を推進しております。 2.紙パック、食品トレー回収 店頭にて紙パック、食品トレーを回収しリサイクル活動を行っております。 3.省エネ・CO2削減 既存の主要店舗で塔屋看板(シンボル看板)のライトを消灯して営業し、新規出店の大型店には塔屋看板を設置しないなど、省エネ・CO2削減の取り組みを継続しております。 4.バイオ燃料の導入 店舗内で出る廃油(使用済み天ぷら油)を回収し、B.D.F(バイオ燃料)にリサイクルしております。子会社のサンエー運輸株式会社ではそれを燃料とするハイブリッドトラックを導入しております。 5.一部の大型店舗屋上に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を店舗の照明等に利用しております。
その他	接客等を通じて、お客様(消費者)からの情報収集を行い、改善に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

- a. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、法令、企業倫理、社内規程等の遵守に関する基本方針・行動規範である「コンプライアンスガイドライン」を策定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役員及び従業員に周知徹底する。
 - ・コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス全般に関する事項について審議又は改善策等の提案を行う。また、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上のための啓蒙活動及び教育研修を実施する。
 - ・法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、直接通報できる「内部通報窓口」を設置し、当社グループの役員及び従業員を対象として運用する。
 - ・内部監査部門は、当社グループ全体の内部統制の評価並びに業務の適正及び有効性について監査する。
 - ・反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対して弁護士や警察等と緊密に連携し毅然とした姿勢で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づいて、保存媒体に必要な応じて適切かつ確実に保管、管理するとともに、関係者が閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループにおけるリスク的確な把握、評価と適切なコントロールを行うリスク管理体制を構築するとともに、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能にする危機管理体制を構築する。
 - ・リスク管理担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理活動を円滑、適切に推進する。
- d. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするとともに、業務分掌を整備し、適正かつ効率的な意思決定と業務執行を確保する。
 - ・重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任し、効率的な意思決定を行う。
 - ・「取締役会」及び「経営会議」を定期的に開催し、重要事項の議論、共有及び審議を経て執行決定を行う。
 - ・業務の適正かつ簡素化、情報システムの適切な利用等を通じて業務の効率化を当社グループ横断で推進する。
- e. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社が策定する「コンプライアンスガイドライン」を当社グループ全体の行動指針として周知徹底する。
 - ・子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務の適正化を管理する。また、子会社から決算状況及びその他重要事項を適時に報告を受ける。
 - ・内部監査部門は、子会社の業務の適正に関する監査を定期的を実施する。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループの財務報告に係る内部統制は、法令及び証券取引所の規則を遵守し、評価、維持、改善等を行い、適正かつ適時に財務報告を行う。
 - ・「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等を評価及び改善する。
- g. 監査等委員会の職務を補完すべき取締役及び従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該従業員への指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会がその職務を補完すべき従業員を置くことを求めた場合は、常勤監査等委員と協議のうえ入選する。
 - ・当該従業員が他部署の職務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- h. 当社及び当社子会社の役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ・当社グループの役員及び従業員は、当社グループの業績に重大な損失を及ぼす事実又はそのおそれを発見したとき、その他事業運営上の重要事項を適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ・内部監査部門は、監査計画及び監査結果を適時又は四半期毎に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告を行う。
 - ・「コンプライアンス委員会」において、内部通報制度に基づく通報状況とその対応状況を定期的に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
 - ・内部通報制度に基づく通報又は常勤監査等委員又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わない。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
 - ・常勤監査等委員は、当社グループの重要な会議に参加するほか、稟議書等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会として又は常勤監査等委員を通じて内部監査部門及び会計監査人と適時情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
 - ・監査等委員会が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、総務部内に担当者を配置しており、常に対応出来る体制作りを行っております。また、「財団法人暴力団追放沖縄県民会議」の賛助会員として、警察当局とも常時連携を取りながら情報収集に努めております。なお、各お取引先との既存契約書に関し、別途「反社会的勢力排除に関する覚書」を交わし、反社会的勢力排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

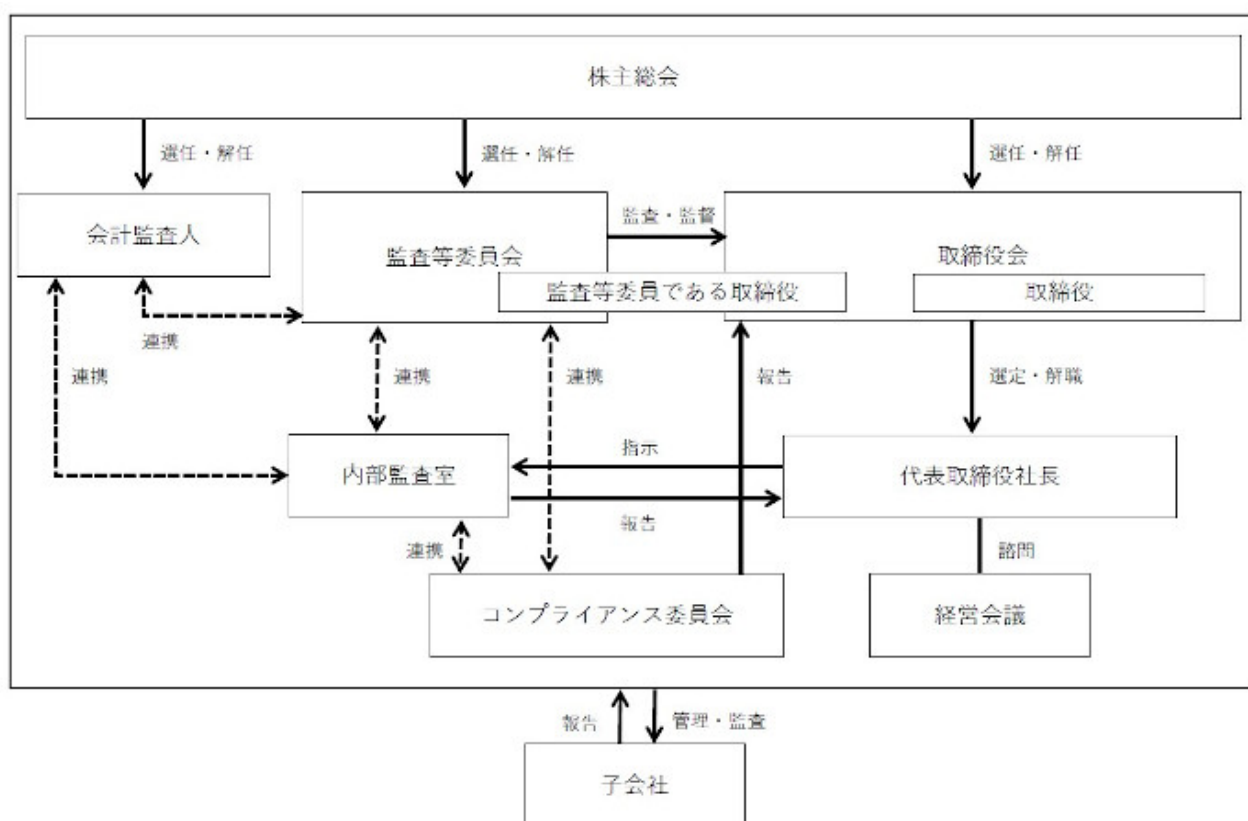
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

- ・経営企画部と経理部が適時開示業務を担当しております。
- ・適時開示担当部署は、適時開示に関するセミナー等を適宜受講する等、適時開示制度に関する知識や理解を深めるよう努めております。
- ・経営企画部は子会社の主管部署であり、また、取締役会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の事務局も担当しているため、当社グループにおける発生事実や決定事実、決算情報等の開示対象となる情報について、情報取扱責任者である取締役の指示により、経理部と連携して開示業務を行っております。
- ・情報取扱責任者は経営企画部の管掌取締役であり、また、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の委員長を兼務しており、当社グループにおけるリスクやコンプライアンスに関する情報について網羅的に把握しております。
- ・監査等委員会及び内部監査室が連携して適時開示体制が有効に整備・運用されているか監査を行っております。



適時開示体制（模式図）

